

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8 法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2 法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>収支計画と年度決算との比較分析について【健康企画課】（報告書 P149）</p> <p>指定管理事業である休日救急診療所管理運営事業（公1）と法人会計に従事する同一の職員の給与の按分計算が実態にそぐわない面があり、運営費補助金の支給対象となる場合、派遣法に抵触する危険性を解消する必要性が潜在的にあったことを看過している。</p> <p>【結果】</p> <p>健康企画課としては現在の指定管理事業を管理している公益目的事業1の職員人件費の従事割合を保健医療事業団が実態に合った割合に修正する作業を、注意を持って見守り、法人会計への配賦割合の適正性と補助金充当の有無を検証されたい。その検証作業と表裏一体であるが、指定管理料の算定基礎に直接人件費・経費だけではなく間接人件費・経費も含めて見積もることにより、指定管理事業の全体としてのコストを的確に把握し、評価の基礎資料として活用されたい。</p>	<p>市派遣職員の会計上の人件費の配賦割合は、令和2年度から公1：法人会計＝80：20とし、法人会計に当たる部分については、収益事業の剰余金を振り替え、充当していることを確認した。</p> <p>また、指定管理料の算定に当たっては、間接費を見積もっていることを確認している。</p>